



◀ 広報紙がスマホで読めます(10言語対応)



※市出身の漫画家、田村茜さんの描き下ろし漫画を一部抜粋・改編しています

一人で悩まないで、相談を

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者やパートナーからの暴力のことで、犯罪となる行為も含むものです。思い当たる事は、ありませんか。
 男女共同参画課(☎504-2108、☎504-2609)

デートDVを知っていますか

左記漫画のような、交際相手からの暴力をデートDVといいます。若者の間で起こりやすいDVの一つで、被害に気付かない人や、相手のことが好きだから我慢して相談しない人が多いのが現状です。

市ホームページでは、デートDVの例を漫画(左記を含む全4話)で紹介しています。11月15日(水)から、新シリーズを掲載予定です。

市HP ページ番号 353322

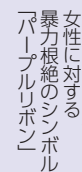


精神的な暴力もDVです

DVには、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的暴力など、さまざまな暴力行為が含まれます。特に「大声で怒鳴る」「メール・LINEや行動をチェックする」「交友関係を制限する」などの精神的暴力が多い状況です。

詳しくは、市ホームページで。

市HP ページ番号 10242



11月12日(日)~25日(土)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

この記事は、主に右記SDGsのゴールの達成に役立つものです。
 [SDGs・持続可能な開発目標]

勇気を出して話してください

家庭内での暴力は、被害者が一人で抱え込むケースが多くみられます。「私が悪いから」と、耐えている被害者もいます。

「相談できる人は誰もいない」と諦めていませんか。そんなことはありません。ためらわずに勇気を出して相談してください。一緒に考えていきましょう。

男女共同参画課
 重白主事



● 相談したいことがあるときは

相談窓口	相談日時など	電話番号
市配偶者暴力相談支援センター	①(月)~(金)の10:00~17:00	①☎504-2412
	②(土)・(日)・(祝)・(休)、8月6日の10:00~17:00	(☎504-2835) ②☎252-5578
県西部子ども家庭センター(南区宇品東四丁目1-26)	③(月)~(金)の8:30~17:00	③☎254-0391
	④(月)~(金)の17:00~20:00	④⑤☎254-0399
	⑤(土)・(日)・(祝)・(休)の10:00~18:00	

※①~⑤いずれも年末年始は休み

● 暴力により身の危険を感じた場合は、110番通報か最寄りの警察署へ

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
広島中央署	☎224-0110	広島東署	☎506-0110	広島南署	☎255-0110
広島西署	☎279-0110	安佐南署	☎874-0110	安佐北署	☎812-0110
佐伯署	☎922-0110	海田署	☎820-0110	県警察本部	☎228-0110

※いずれも24時間対応。緊急時は110番